

## 令和8年度 檜原中学校 部活動のきまり

八王子市立檜原中学校  
校長 深瀬 健志  
生活指導部

### 1 意義

中学校の教育活動の一環として位置づけ、生徒が自分の興味・関心をもって選択した集団活動を通して、個性の伸長をはかるとともに、中学校生活をより充実したものにするための機会と時間を提供します。

### 2 目的

- (1) 学年・学級の所属を離れた集団での活動を通して、自主的・協力的な精神を高め、より望ましい人間関係や社会性を高める。
- (2) 高度な技術への追求にとどまらず、心身の鍛錬にも努め、精神面での成長を促す。

### 3 活動日・活動時間

- (1) 活動日 → 各部ごとに定める。原則、週に2日以上 of 休養日を設けます。(部活動一覧を参照)  
活動時間は平日2時間、休日3時間以内とします。
- (2) 放課後の活動 → **最終下校18時00分**(※この時間までに校門を出ることとしています。)
- (3) 朝練習 → なし
- (4) 休日の活動 → 必要な場合は、部員の健康や家庭生活のバランスに留意し実施する。
- (5) 定期考査前、定期考査中の活動 → 定期考査1週間前及び、定期考査中(最終日を除く)は、原則として活動は中止。ただし、公式戦またはそれに準ずる発表会等がある場合には、それに向けての短時間での活動および大会等への参加を認めます。  
活動時間は、**1時間程度**とします。ただし、土、日曜の活動は原則なしとします。(ただし、日曜に公式戦がある場合は、前日の土曜の活動を行うこともあります。)
- (6) 長期休業中の活動 → 活動日や時間は、長期休業の意義等を考慮して各部で定める。
- (7) 再登校 → 職員会議日は、必要に応じて実施します。  
**時間は、15:45~**とし、カギの貸し出しはその時刻以降に受けつけます。早すぎる登校は絶対にしません。(※時間変更の場合もあります。)

#### (1) 入部、退部

- ① 保護者の同意を得て、「部活動入部申込書」の提出をもって、入部とします。  
(1年生→4月27日(月) 2、3年生→4月17日(金))
- ② 部への所属は1年ごとに「部活動入部申込書」を提出。ただし、原則3年間継続して活動することを入部の条件とします。また、やむを得ない理由で退部・転部する場合は、保護者、顧問、担任との相談、許可を得て退部・転部届を提出します。
- ③ 1年生は、仮入部期間に希望する部の活動に参加し、活動内容の説明または実際の活動を体験した上で入部する部を決めます。年度途中で転入してきた生徒については、各部で一定の仮入部期間を設け、入部する部を決めます。

### 4 仮入部

- (1) 期間 → 4月13日(月)~4月24日(金) 17:00まで活動 本入部届
- (2) 入部を希望する部には、必ず仮入部(体験)を行います。(1学年)
- (3) 仮入部期間は、その都度「仮入部申込用紙」を提出します。

### 5 活動のきまり

- (1) 各部のきまりは、日常のきまりやルールに準じて各部で定めます。これらおよび部のきまりを守らない、生活指導上好ましくない行動等があった場合は、休部にすることもあります。
- (2) 生徒会活動、行事の実行委員、学年や学級の活動や教科等の提出物の再登校を優先します。
- (3) 顧問(部活動指導員)のもとでの活動が原則です。ただし、出張等で顧問が不在になるときは、顧問が、他の職員に依頼して了解が得られた場合は活動します。
- (4) 活動の予定や集金等は、事前に御家庭に連絡を行います。
- (5) 更衣が必要な場合は、更衣室で行い、荷物は活動場所に持っていく。活動時の服装は、学校または部で

定められたものを着用する。パーカー、私服は禁止です。

- (6) 平常の授業、清掃時などで、部活動時のユニフォームやシャツ、短パン、ジャージ等は、絶対に着用してはいけません。
- (7) 活動後は、教室には戻らず、活動終了後は速やかに下校します。
- (8) 昼食が必要な場合は弁当、水筒（中身は水・お茶・スポーツドリンク）を持参し、部で定められた場所で食べます。校外に買いに出ることは禁止です。菓子類、ジュース類は持ちこみ禁止です。

## 6 事故発生時の対応

顧問、養護教諭が速やかに応急対応をし、病院に行く必要がある場合は、必ず保護者、校長（副校長）、学級担任に連絡します。

（首から上のケガについては、保護者連絡をし、必ず病院への受診につなげます。）

養護教諭、顧問は日本スポーツ振興センターの手続きを行います。

## 7 予算、費用、その他

- (1) 備品、消耗品、大会参加費は、原則として公費でまかない、個人使用、所有するもの、消耗品の一部は受益者負担となります。
- (2) 生徒派遣費（公式戦の大会参加費、交通費）の取り扱いについては、各部活毎に部活動保護者会で確認します。

## 8 3年生引退後の部活動参加について

- (1) 1 学期及び夏休み中
  - 顧問と保護者の了承を得た上で、参加してもよい。
- (2) 2 学期～都立高校一般入試合格発表日まで
  - 原則、参加は禁止とする。
  - ただし、特別な事情がある場合は、顧問、保護者と相談して、参加することも可とする。
- (3) 都立高校一般入試合格発表日～卒業式まで。
  - 顧問と保護者の了承を得た上で、参加してもよい。